

事務連絡
平成26年1月31日

各福祉関係職種養成施設等設置者 殿

関東信越厚生局健康福祉部指導養成課長

指定基準等に係る適合状況に関する自己点検の実施について（周知徹底）

厚生労働省所管の福祉関係職種養成施設等の運営等につきましては、日頃からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、各養成施設等においては、常に指定基準等が遵守されていることが必要不可欠であることから、これまで、当局の局長通知等において、その適正を図る観点から、指定基準等の適合状況に関する自己点検を毎年1回定期的に実施いただき、養成施設等の適正な運営に努めていただくよう依頼してきたところです。

一方で、昨年度、総務省関東管区行政評価局において当局管内の各種養成施設等に対し、指導・監督状況の行政評価を行うため実地調査が行われ、その結果、複数の養成施設において、指定基準等に定められた基準での運営がなされていない事項が認められた旨の指摘がなされ、併せて、各養成施設等において適正な運営が図れるよう、当局からの指導等との対応が求められたところです。

つきましては、上記の趣旨に鑑み、あらためて指定基準等の遵守をお願いするとともに、自己点検の毎年の確実な実施を行っていただきますようお願いいたします。

なお、自己点検につきましては、昨年度からは、自己点検票の提出を不要（5年保存目途）としましたが、点検の結果、「否」となる事項が生じた場合には、自己点検票に改善計画書を添付し、当局まで提出いただきますようお願いします。

また、実施時期については、今後は9月頃としていただくとともに、自己点検票中「変更申請に関する事項」については、3月頃にも確認いただき、かかる手続きに失念無きよう併せてお願いします。

参考：自己点検票参考様式については、関東信越厚生局のホームページ（トップページ>関東信越厚生局について>組織・組織図>指導養成課>情報・お知らせ・業務実績>養成施設等への自己点検票の提供について）に掲載しています。